故障申（願）提出

右ニテ組織シタル工場ニ於テ職工ノ解雇ヲ行ハントスル場合ニハ組合ト協議ノ上ニ於テ解雇ヲ行フ

職工ノ解雇ヲ行フ場合ニハ予メ組合ヨリ推薦シタル者ヲ優先的ニ採用スル事

組合員ニ対シ不当ノ行為アリタル時ハ組合ヨリ解雇スル事

組合員ニ対シ不当ノ行為アリタル時ハ組合ヨリ解雇スル事

（別記）

要求事項ニ対スル決定

一、三ヶ年勤続ノ者ニ対シテ三十円程度ノ標準ニテ各年数ノ支給率ヲ制定スルコト

回答　此ノ具体案ヲ向フ二週間内ニ決定発表スル事

但シ会社ノ諒解ナリシテ他ノ職ニ轉スル場合ニハ此ノ限リニアラズ

一、平後備役簡閲点呼召集期間中日給ヲ支給セラレ度

回答　平後備召集ノ場合ハ召集期間ノ三分ノ一ニ相当スル日給ヲ支給ス

簡閲点呼ノ場合ハ日給一日分支給ス

三、今後工料ヲ値下ケセザル事